

「浜松市立佐藤小学校いじめ防止基本方針」の概要

【方針】

- 一人一人が安心して学校生活を送り、自分らしく成長していくことを目指す。
 - いじめの未然防止、早期発見・対応、解消のため、本校でも「浜松市立佐藤小学校いじめ防止基本方針」を定め、毎年見直しを行う。
- ※以下、市の基本方針の見直しを受け、内容を含め、基本方針の概要を説明。
※本文については、学校のホームページに掲載。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

- ※悪口や仲間はずれ、暴力、金品をたかられる、金品を隠されたり壊されたりする、いやなことや恥ずかしいことなどをされたり、させられたりする、パソコンやスマートフォンなどで誹謗中傷、あるいは嫌なことをされる、といったことなど。
※けんかやふざけ合いであっても見えないところで発生している可能性がある。
※いじめは、どの子供にもどこでも起こりうる。

2 いじめの未然防止

- 学校教育目標具現に向けた「キャリア教育」の充実（特に人間関係形成能力・社会形成能力「かかわろう！」の力の育成とキャリア・パスポートの活用）
- 「さとっこマナー」の活用（人を思いやり、マナーを守る心の育成）
- 「縦割り活動やなかよし遊び」の実施（人との関りを学ぶ機会）
- 「こころの日」、「エンカウンター」による人間関係づくりの実施。
- 朝会や集会等によるいじめについて考える機会の設定と道徳教育の充実
※全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 「いじめや命について考える月間」の実施（6月：いじめの問題や命の尊さや人間としての尊厳について考える機会の設定）
- 教職員による「いじめの事例検討や人権意識を高める研修」の計画的な実施
- インターネットやSNSを通しいじめ防止と適切な対処を学ぶ「情報モラル講座」の実施

3 早期発見

- 定期的なアンケートの実施（学期1回）と実施後の全児童対象の個人面談（ハートタイム）
- 子供との子供の変化やサインを見逃さない日常的な関りと見守り
- 相談しやすい環境づくりと教育相談の実施・相談窓口の周知

4 いじめへの対処

- ①いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全の確保のうえ、詳細を確認し、関係する子供の聞き取りや適切な指導等組織的な対応をする。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談を行い、事案に応じて関係機関と連携する。
- ③子供のこれからの未来、成長を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に組織的な対応を検討するとともに、未然防止、早期発見、早期対応の視点の点検を行い、課題を明らかにする。
- ⑤課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

- いじめ対策委員会の対応方針を保護者に説明し、意向を確認した上で対応を進める。
 - いじめが確認された場合には、いじめを受けた子が安心できる場を確保するとともに、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導・助言を行い継続的に見届ける。
 - いじめを受けた子供と保護者には、3か月をめぐり、心身の苦痛を感じていないか、継続や再発がないかの確認をする。
 - 犯罪行為と認められるいじめがあったときには、警察と連携して対処していく。
 - インターネット上のいじめがあったときには必要な指導を行う。
- ※いじめが疑われるときには、学校が、該当児童、保護者とともに、端末等の確認できるようご協力いただく。

5 いじめ防止のための組織

- 「校内いじめ対策委員会」を設置し、委員長となる校長がリーダーシップをとって、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能させる。

【「校内いじめ対策委員会」の3つの形態】

- ①「校内いじめ対策委員会」：
 - ・ 毎月、各学年におけるいじめに関する情報共有
 - ・ 学校いじめ防止基本方針の見直しと改善（年度末）
 - ・ 職員研修の実施
- ②臨時会：いじめに関する情報の整理と対応についての検討
- ③拡大会：定期アンケート後の状況確認・重大性が認められる場合の方針決定

6 その他

上記の他、家庭や地域の役割（P13）、重大事態への対処（P14）等について記載